

千葉市指定難病要支援者証明事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により本市が実施する指定難病要支援者証明事業について、法令の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 登録者証の交付を受ける指定難病の患者等を「対象者」という。

2 指定難病にかかっている事実等を証明する「指定難病登録者証」(以下「登録者証」という。)の交付申請を行おうとする者又は行った者を「申請者」という。

(実施方法)

第3条 証明する方法は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第50条の2ただし書きにより、書面による登録者証を提示する方法とする。

(登録者証の申請)

第4条 申請者は、指定難病登録者証申請(届出)書(別紙様式第1号。以下「申請書等」という。)に次の第1号から第3号に掲げる書類のうち、いずれか一つを添付し、提出するものとする。

(1) 臨床調査個人票(法第6条第1項に規定する診断書をいう。)

(2) 特定医療費(指定難病)受給者証(法第7条第4項に規定する医療受給者証をいう。)
なお、有効期間満了後のものでも差し支えない。

(3) 「特定医療費の支給認定について」(平成26年12月3日付け健発1203第1号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知)の第5「支給認定」1「支給認定の手続」第1号において、特定医療費の支給要件に該当しないと判定された場合に交付された却下等の通知書(指定難病の基準を満たしていることが確認できるものに限る。)

2 市長は、前項の申請を受理したときは、対象者が指定難病の基準を満たしているかを確認し、登録者証の交付を決定する。なお、指定難病の基準を満たしていることが確認できなかったときは、必要に応じ、法第8条第1項に規定する指定難病審査会に登録者証の交付に係る審査を求めるものとする。

(登録者証の交付の決定)

第5条 市長は、指定難病の基準を満たしていると認められた申請について、交付を決定し、指定難病登録者証(別紙様式第2号)を発行するものとする。

2 市長は、審査の結果、指定難病の基準を満たしていることが確認できなかった場合は、指定難病登録者証不交付通知書(別紙様式第3号)を発行する。

(有効期間)

第6条 登録者証の有効期間の開始日は、原則として交付の決定をした日とする。なお、終了日は定めない。

(登録者証の再交付)

第7条 登録者証の紛失・汚損等により対象者から登録者証の再交付の申請があったときは、登録者証を再交付する。再交付の申請にあたっては、申請書等に必要事項を記載し、提出するものとする。また、再交付の後に失った受給者証を発見したときは速やかに再

交付前の登録者証を返還しなければならない旨を申し添えるものとする。

(登録者証の返還)

第8条 対象者が死亡したとき、その他登録者証を必要としなくなったときは、申請書等により登録者証の返還を届け出て、登録者証を速やかに市長に返還するものとする。

(登録者証の記載事項の変更)

第9条 対象者は、その氏名を変更する必要があるときは、申請書等に必要事項を記載し、登録者証及び氏名の変更を証する書類を添えて届け出るものとする。ただし、住民基本台帳の確認同意があり、氏名変更を確認できる場合は、氏名の変更を証する書類の添付を省略できるものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、記載事項を変更した登録者証を交付する。

(対象者が転居した場合の取扱い)

第10条 対象者が市外に転居した場合、転入先や転出元に転居の旨を届け出る必要はないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。